

余市町「宇宙記念館・館内案内パンフレット」広告掲載募集要領

この要領は、余市町が令和2年度に製作する宇宙記念館・館内案内パンフレット（以下「館内案内パンフ」という。）を広告媒体として活用するため、その広告募集に関し必要な事項を定める。

1 広告を掲載する媒体

(1) 広告を掲載する媒体名及び用途について

下記の期間中に宇宙記念館の来館者へ配布する

(2) 作成数量

30,000部

(3) 使用期間

令和2年4月18日（土）～配布終了まで

(4) その他広告媒体について説明する事項

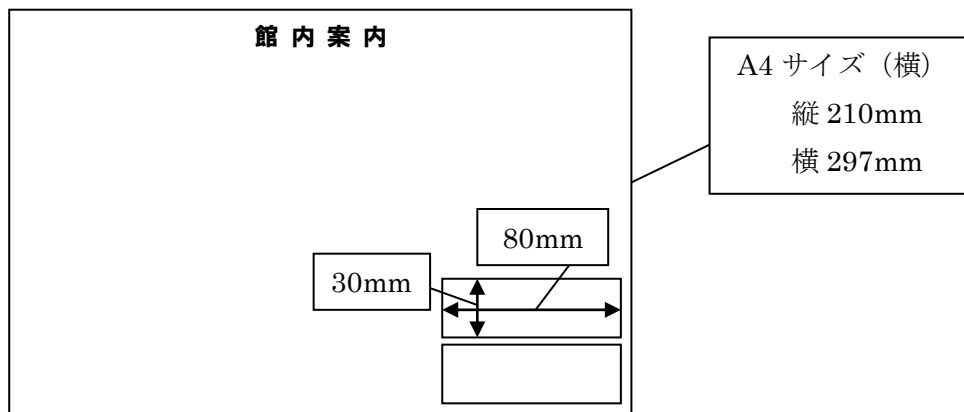
2 募集枠数 2 枠

3 広告の規格

(1) 広告掲載の位置 パンフレット（A4サイズ）の右下部

(2) 広告の色 青・一色

(例) 【広告掲載「館内案内パンフ」のイメージ】



4 広告掲載料

(1) 広告掲載料の最低募集価格は、24,500円（消費税及び地方消費税含む。）

(2) 広告デザイン作成等に要する費用は、広告主の負担とする。

5 掲載方法等

(1) 広告には、広告主の名称及び住所（所在地）、連絡先電話番号を表示

広告掲載枠の上に、「広告」と表示します。（同趣旨で文面を変えることがあります。）

6 広告掲載基準

「余市町広告掲載等実施要綱」及び「余市町広告掲載等取扱基準」による。

7 募集の告知方法

広報よいち及び余市町ホームページで告知する。ただし、広報よいちでの告知は概要のみとする。

8 申込み方法

- (1) 広告掲載希望者は、広告掲載等申込書（第1号様式）に必要事項を記載し、町長に提出しなければならない。
- (2) 申込書の提出先は、余市宇宙記念館とする。
- (3) 申込書の提出方法は、持参または郵送とする。
郵送先住所：〒046-0003 北海道余市郡余市町黒川町6丁目4番地
- (4) 申込期間は、令和2年3月3日（火）から令和2年3月13日（金）までとする。

9 掲載の決定

- (1) 余市町広告掲載等実施要綱の規定により決定する。
- (2) 広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載決定・却下通知書（第2号様式）により、申込者に通知する。

10 広告掲載料の納入

広告主は、町長が指定する納付期限までに、町長が発行した納入通知書により広告掲載料を一括して納入するものとする。

11 広告主の責務

- (1) 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責務を負うものとする。
- (2) 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任と負担により解決しなければならない。
- (3) 広告主は、広告掲載「館内案内パンフ」への広告掲載の権利を譲渡してはならない。

12 広告の取下げ

広告主は、自己都合により広告の掲載を取下げ場合は余市町広告掲載等実施要綱第15条に基づき、広告掲載取下・中止届出書（第7号様式）により、町長に申し出なければならない。

13 広告の取消し

町長は、余市町広告掲載等実施要綱第17条第1項各号のいずれかに該当するときは、掲載の決定を取り消すことができる。

14 その他

この要領に定めのない事項については、「余市町広告掲載等実施要綱」及び「余市町広告掲載等取扱基準」によるものとする。